

介護給付費請求明細書等の記載方法

介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで）

（１）共通事項

①基本的留意事項

ア 介護給付費明細書は１事業所（複数のサービス種類を提供する場合で同一事業所番号が割り当てられた事業所を含む。）の被保険者１人（介護給付費明細書に複数の被保険者分を記載する居宅介護支援費及び介護予防支援費の請求の場合を除く。）あたり、１月に１件作成すること。

ただし、月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定がある被保険者に対して、１事業所から変更前後において居宅サービス及び介護予防サービスを提供した場合、１月に２件以上作成することとなる。

イ １枚の介護給付費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の介護給付費明細書に分けて明細の記入を行うこと。この際、２枚目以降については、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業者欄の記載を省略して差し支えないこと。

また、請求額集計欄は１枚目にのみ記載するものとする。

ウ １人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護給付費明細書を２件にわけて作成することはできないこと（イの場合及び公費併用請求で介護給付費明細書が２枚以上にわたる場合を除く。）。

②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

区分	介護給付		予防給付	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅	訪問介護(11) 訪問入浴介護(12) 訪問看護(13) 訪問リハビリテーション(14) 居宅療養管理指導(31) 通所介護(15) 通所リハビリテーション(16) 福祉用具貸与(17)	様式第二	介護予防訪問介護(61) 介護予防訪問入浴介護(62) 介護予防訪問看護(63) 介護予防訪問リハビリテーション(64) 介護予防居宅療養管理指導(34) 介護予防通所介護(65) 介護予防通所リハビリテーション(66) 介護予防福祉用具貸与(67)	様式第二の二
	地域密着		夜間対応型訪問介護(71) 認知症対応型通所介護(72) 小規模多機能型居宅介護(73)	
居宅	短期入所生活介護(21)	様式第三	介護予防短期入所生活介護(24)	様式第三の二
	介護老人保健施設における 短期入所療養介護(22)	様式第四	介護老人保健施設における 介護予防短期入所療養介護(25)	様式第四の二
	病院・診療所における 短期入所療養介護(23)	様式第五	病院・診療所における 介護予防短期入所療養介護(26)	様式第五の二
地域密着	認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)(32)	様式第六	介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)(37)	様式第六の二
居宅	特定施設入居者生活介護(33)	様式第六の三	介護予防特定施設入居者生活介護(35)	様式第六の四
地域密着	地域密着型特定施設入居者 生活介護(36)			
地域密着	認知症対応型共同生活介護 (短期利用)(38)	様式第六の五	介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用)(39)	様式第六の六
支援	居宅介護支援(43)	様式第七	介護予防支援(46)	様式第七の二
施設	介護老人福祉施設(51)	様式第八		
地域密着	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護(54)			
施設	介護老人保健施設(52)		様式第九	
	介護療養型医療施設(53)	様式第十		

③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

様式	1 サービス提供年月	2 公費負担者・受給者番号	3 保険者番号	4 被保険者欄	5 請求事業者	6 居宅サービス計画	7 介護予防サービス計画	8 開始日・中止日等	9 入退所(居)日等 (短期入所(利用)分)	10 入退所(居)日等 (介護保険施設等分)	11 給付費明細欄	12 緊急時施設療養費	13 特定診療費	14 特別療養費	15 請求額集計欄 (限度額管理欄等を含む)	16 請求額集計欄	17 特定入所者介護(予防)サービス費等	18 社会福祉法人による軽減欄
様式第二	○	○	○	○	○	○		○			○				○			○
様式第二の二	○	○	○	○	○		○	○			○				○			○
様式第三	○	○	○	○	○	○			○		○				○		○	○
様式第三の二	○	○	○	○	○		○	○			○				○		○	○
様式第四	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○	○		○	
様式第四の二	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○	○		○	
様式第五	○	○	○	○	○	○			○		○		○		○		○	
様式第五の二	○	○	○	○	○		○	○			○		○		○		○	
様式第六	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の二	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の三	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の四	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の五	○	○	○	○	○	○			○		○				○			
様式第六の六	○	○	○	○	○		○	○			○				○			
様式第七	○	○	○	○	*1						○							
様式第七の二	○	○	○	○	*2						○							
様式第八	○	○	○	○	○					○	○					○	○	○
様式第九	○	○	○	○	○					○	○	○		○		○	○	
様式第十	○	○	○	○	○					○	○		○			○	○	

*1 は居宅介護支援事業者欄

*2 は介護予防支援事業者欄
(地域包括支援センター)

④生活保護受給者に係る介護給付費明細書

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の指定を受けた介護機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護扶助に係る介護サービスを提供した場合、その費用に関する請求は介護給付費明細書によって行うこと。この場合、受給者は被保険者証を保有していないため、福祉事務所の発行する生活保護法介護券の記載事項をもとに介護給付費明細書の記載を行うこと。なお、記載要領については、被保険者でない生活保護受給者に関する場合についても同様とし、「被保険者」と記載している場合は、被保険者でない介護扶助の対象者も含むものとする。

⑤公費負担医療等受給者に係る介護給付費明細書

公費負担医療等受給者である被保険者において、公費本人負担額を含め公費への請求額が発生しない場合には、該当の公費負担医療に係る情報（公費負担者番号・公費受給者番号等）の記載は行わないこと。